

第五十号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表に次のように加える。

小勝緑地	ソフトボール場	半日	一、七〇〇円
		一日	三、一〇〇円

別表第二の四の表の注第三項中「四時間以上の」を「四時間を超える」に、「四時間未満」を「四時間以下」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

提案理由

橋港の小勝緑地にソフトボール場を新設することに伴い、使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。